

土地造成に関する覚書

飯塚市（以下「甲」という。）、DIST株式会社（以下「乙」という）及び株式会社ドーケン（以下「丙」という。）は、甲乙丙において、令和6年8月20日に不動産売買契約（以下「契約書」という。）を締結し、令和6年9月26日に飯塚市議会が可決したことによって成立した不動産売買契約（以下単に「契約」という。）によって、乙が取得した土地（以下「乙所有地」という。）において、丙が契約書第10条第1項に規定する事業の用に供するため、新たに製造施設を設置し、開設するため乙所有地を造成するにあたり、契約書第6条及び第7条に記載する事項に不足している甲及び丙の開発行為に関する事項について、次のとおり本日合意した。

記

第1条 この覚書は丙開発方針を決定し、この覚書に記載された条項に違反した場合は、契約書第13条第1項に該当したものとし、甲は何らの催告を要することなく契約解除及び買戻しを行うものとし、併せて乙又は丙は甲に対し損害賠償責任を負うものとする。

第2条 乙は丙が乙所有地において、丙が契約書第10条第1項に規定する事業の用に供するため、丙が開発行為を行うことを認める。

第3条 甲と丙はそれぞれ独立した開発行為とし、給水施設、排水施設、調整池を含む開発申請及び完了に必要な施設を各々で整備する。

第4条 丙が福岡県へ提出する開発申請は令和8年8月末とする。

2 甲及び丙の土地造成に関する詳細な事項について調整を行い、別途協定書を締結するため、丙は前項の2ヶ月前までに甲に対し、開発申請案を提出する。

3 前項の協定書は第1項を提出する前までに甲、乙及び丙で締結する。

第5条 丙の開発行為に必要な排水施設の放流先は県営河川馬敷川とし、甲所有地に丙排水施設を整備することを甲は認める。

2 丙は、前項の整備にあたり、甲と丙の誠実な協議を行うとともに、甲が指示する内容を十分に反映させる。

3 丙が甲所有地に整備する排水施設について、その整備費用は丙が負担し、甲に請求しない。

4 丙が甲所有地に整備する排水施設は、丙の費用負担により丙が維持管理補修を行い、甲は一切の責任を負わない。

5 丙が甲所有地に排水施設を整備する土地について、甲と乙又は丙の間で使用許可、賃貸借若しくは売買の契約を締結する。

第6条 甲が契約書の契約解除又は買戻しを行った際は、丙が甲所有地に整備した構造物については、丙が撤去し、現状復旧を行うものとし、その費用は丙が負担する。

第7条 丙は、新たな製造施設の設置に係る各種設計段階において、飯塚市環境基本条例等の法令を遵守するなど、自然環境及び地域住民の生活環境の保全に努めるものとする。

第8条 丙は、新たな製造施設の設置にあたっては、地元企業との連携を図り、地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

第9条 丙は、新たな製造施設の開設における従業員の採用にあたっては、地域の雇用情勢を配慮しつつ、可能な限り地元雇用の優先に努めるものとし、丙は甲の地元雇用に協力する。

第10条 この覚書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙丙誠意をもって協議し解決する。

この覚書の締結の証しとして本書3通を作成し、当事者捺印の上、各自1通を保有する。

令和8年 6月 5日

甲 福岡県飯塚市新立岩5番5

飯塚市

飯塚市長 武井 政一

乙 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号博多駅東口ビル203

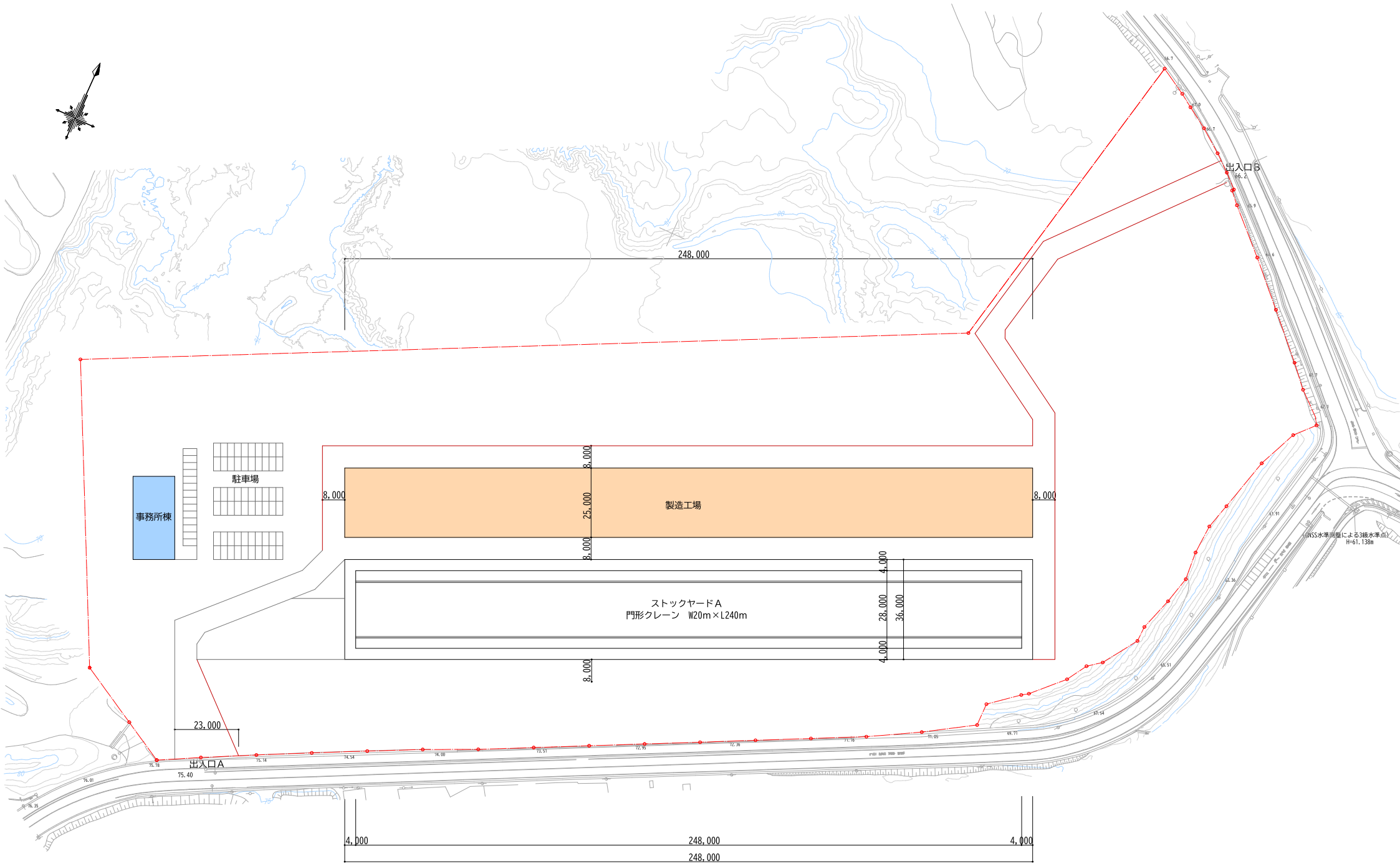
D I S T株式会社

代表取締役 安永 規夫

丙 福岡県飯塚市筑穂元吉686番地1

株式会社ドーケン

代表取締役 安永 規夫



(JIS水準測則による3階水準点) 標高1.130m

| | | | | |
|------------|--|-------------------|-------------------------|--------|
| | | (仮称) ドーケン西工場 新築工事 | | 図 番 号 |
| DATE | | 縮尺 | A1: 1/600 A3: 1/1200 | 図 名 |
| 2026.05.25 | | | | 完成計画図 |
| | | | | A — 01 |